

## 横浜市中心卸売市場本場関連事業者（販売業）募集要項

横浜市中心卸売市場本場では、関連棟の空き店舗において横浜市中心卸売市場条例（以下「条例」という。）及び横浜市中心卸売市場条例施行規則（以下「規則」という。）で定める業務を営む事業者を次のとおり募集します。

### 1 募集種別

市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するための販売業を営む者  
※応募にあたり「申請資格」の設定がありますので必ずご確認ください。

### 2 事業の形態

食料品、飲料及び取引参加者その他の市場の利用者が必要とする物品を販売する店舗であること。（1階の店舗は事務所のみ、営業所のみ、加工所のみでの使用はできません。また、2階は加工所としての使用はできません。）

### 3 募集する施設の面積及び月額施設使用料（税込）

区画A	1階店舗	25.8㎡	49,478円/月
	2階倉庫	25.8㎡	42,614円/月
	合計	51.6㎡	92,092円/月

- ※1 1階及び2階ともに使用していただきます。  
店舗のみ、あるいは倉庫のみの使用はできません。
- ※2 室外機等を設置する場合は、別途施設使用料が発生します。
- ※3 施設使用料については、1㎡未満を切り上げて算出しています。

区画B	1階店舗	18㎡	34,254円/月
	合計	18㎡	34,254円/月

- ※1 1階のみの使用となります。
- ※2 室外機等を設置する場合は、別途施設使用料が発生します。
- ※3 施設使用料については、1㎡未満を切り上げて算出しています。

区画Aのみの申請あるいは区画Bのみの申請でも可。

### 4 場所

別紙1「施設配置図」をご参照ください。

### 5 市場使用料

販売業のうち生鮮食料品等を販売した場合は、上記3のほかに、条例第70条第1項、規則第58条で定める市場使用料（販売金額の1,000分の1）を、翌月の末日までに収めていただきます。

### 6 施設使用に係る留意事項

- (1) 施設において使用する電気、ガス、水道、電話、冷暖房その他必要な費用は使用者の負担とします。（※電気以外の各種手続きも使用者で行います。）

- (2) 条例・規則の定めに従い、施設使用料月額の3倍の保証金の預託が必要となります。また関連事業者として組合費等の負担が必要になる場合があります。
- (3) 施設内設備の変更と退去する場合等の施設の原状回復等は使用者が実施します。
- (4) 施設内設備の変更は、使用許可後に施工していただきますが、事前の調整は可能です。また、原状変更の許可が下りない場合は施工することはできません。
- (5) 従業員等使用者のための駐車場（施設使用料が発生します。）については、別途相談となります。
- (6) 施設使用料は、毎月分をその月の末日までに納付することとなります。
- (7) 施設使用料は、条例第70条及び規則第58条で定める額となります。
- (8) 申込みにあたっては、施設の内覧を必須とします。また、選考決定後も入居前に横浜市と選考決定者立合いの上で内覧を実施し、設備等状況を確認してから引き渡すものとします。
- (9) 開業時には、HACCP（ハサップ）の考えに基づいた衛生管理を実施するものとします。

## 7 施設使用許可の時期

令和8年7月1日(水)（予定） ※詳細は結果通知送付時にご案内します。

## 8 申請受付

- (1) 受付期間 令和8年4月24日(金)から令和8年5月20日(水)17時まで  
※必着かつ下記の施設内覧を実施済みであること。
- (2) 時間 月曜日から金曜日の9時から17時まで  
(土曜日、日曜日、祝日は除く。)
- (3) 施設内覧 予約制 5月13日(水)まで

- (4) 問合せ先 横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階  
横浜市中央卸売市場本場運営調整課運営係  
電話：045-459-3323  
FAX：045-459-3307

申請にあたり、施設内覧(事前説明を含む)は必須です。

事前に内覧日時をご連絡いただいたうえでお願いします。

- (5) 提出方法

「9 申請書類等」に記載されている書類を4部（うち3部はコピー可）ご提出ください。

住所：横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階  
横浜市中央卸売市場本場運営調整課運営係

※電話・FAXによる申請は受けません。

郵送はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で送付してください。  
(受付期間内必着)

電話：045-459-3323

## 9 申請書類等

- (1) 選考申込調書（1号様式）

(2) 添付書類 (法人・個人で、提出書類が異なります)

① 申請者が法人である場合

- ア 定款
- イ 履歴事項全部証明書の写し (発行から3か月以内)
- ウ 代表者の履歴書及び写真 (2号様式)
- エ 役員名簿 (3号様式)
- オ 役員について市区町村長が発行する身分証明書 (発行から3か月以内)
- カ 法人税申告書類一式
- キ 当該事業開始日以後2年間における事業計画書 (4号様式)
- ク 株主、社員、出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持ち株数又は出資額を記載した書面 (5号様式、ただし、株主等が20名を超える場合は5号様式の2)
- ケ 申請者が条例第37条第4項第2号に該当しないこと並びに申請者の役員が条例第37条第4項第5号に該当しないことを誓約する書面 (6号様式)
- コ 申請者が、条例第37条第4項第7号及び第8号に該当しないことを誓約し、並びにこれらについて市長が神奈川県警察本部長に照会することに同意する書面 (7号様式)
- サ 納税証明書 (直近2期分) ※追加で納付済領収証等を依頼する場合があります
  - ・法人市民税
  - ・固定資産税・都市計画税 (土地・家屋・償却資産) ※該当ある場合
  - ・事業所税※該当ある場合
  - ・軽自動車税※該当ある場合
- シ 実店舗での業務年数が確認できる書類の写し (過去2か年分)
  - ・賃貸借契約書
  - ・地代家賃等の内訳
  - ・固定資産台帳
  - ・税務署へ提出した申告書類一式
  - ・上記以外の書類において、業務年数が確認できる書類の写し※5年以上継続している場合は、審査時の加算対象となるため、過去6か年分の書類の写しを追加で提出してください。
- ス 面接審査のプレゼンテーションにおいて資料を使用する場合は、その資料
  - ・A4版で5枚以内

② 申請者が個人である場合

- ア 履歴書及び写真 (2号様式)
- イ 住民票記載事項証明書 (発行から3か月以内)
- ウ 印鑑証明書 (発行から3か月以内)
- エ 市区町村長が発行する身分証明書 (発行から3か月以内)
- オ 資産調書、財産目録 (8号様式)
- カ 当該事業開始日以後2年間における事業計画書 (4号様式)
- キ 申請者が、条例第37条第4項第2号に該当しないことを誓約する書面 (6号様式)
- ク 申請者が、条例第37条第4項第7号及び第8号に該当しないことを誓約し、並びにこれらについて市長が神奈川県警察本部長に照会することに同意する書面 (7号様式)
- ケ 確定申告書 ※直近3期分 (経費の明細が記載された損益計算書が添付されている)

ない場合は作成して添付すること)

- コ 納税証明書（直近2期分）※追加で納付済領収証等を依頼する場合があります
  - ・個人市民税
  - ・固定資産税・都市計画税（土地・家屋・償却資産）※該当ある場合
  - ・軽自動車税※該当ある場合
- サ 実店舗での業務年数が確認できる書類の写し（過去2か年分）
  - ・賃貸借契約書
  - ・地代家賃等の内訳
  - ・固定資産台帳（申請者自己所有の場合）
  - ・税務署へ提出した申告書類一式
  - ・上記以外の書類において、業務年数が確認できる書類の写し※5年以上継続している場合は、審査時の加算対象となるため、過去6か年分の書類の写しを追加で提出してください。
- シ 面接審査のプレゼンテーションにおいて資料を使用する場合は、その資料
  - ・A4版で5枚以内

◎申請書類の様式は、提出先窓口で配布、若しくは横浜市中心卸売市場のホームページの関連棟募集のページからダウンロードしてください。

◎提出された申込書類等については、原則として返却いたしません。

## 10 申請資格

申請者が、次に該当するときは、申請書類を受理できません。又、業務許可までに該当していることが明らかになった場合は業務許可いたしません。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者または法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 条例第41条または第73条第1項もしくは第3項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (4) 条例第41条または第73条第1項もしくは第3項の規定による許可の取消しを受けた法人の役員として在任していた者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (5) 役員に、条例第41条または第73条第1項もしくは第3項の規定による許可の取消しを受けた法人の役員として在任していた者で、その取消しの日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (6) 業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条で定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又はこれらと密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (8) 暴力団員又は暴力団員等とその業務に従事させているとき。
- (9) 関連事業者の数が規則で定める最高限度を超えることとなるとき。
- (10) 市県民税、固定資産税等の横浜市税及び市場施設使用料等の未納があるとき。
- (11) 実店舗での業務経験がないとき（神奈川県内で2年間以上）。

## 11 選考について

**「書類審査」及び「面接審査」を経て、審査による得点が高い者の順に業務許可申請できる者に決定します。**ただし、一定の基準を満たしている場合とします。

(1) 書類審査

開設者である横浜市経済局において、審査基準に基づき書類審査を行います。

(2) 面接審査

**面接日：令和8年6月上旬（予定）**

**会場：横浜市中央卸売市場本場市場センタービル内**

(詳細は別途連絡します。応募者多数の場合には、別日程を設定します。)

※ 横浜市経済局職員にて組織する審査会において、申請者が行う事業のプレゼンテーション(約10分)と質疑応答(約20分)により審査します。なお、審査にあたっては、必要に応じて事前に応募内容の確認や追加資料の提出を申請者へ求めるほか、有識者等に意見を聞くことがあります。

(3) 審査基準

別紙2「令和8年度横浜市中央卸売市場本場関連事業者募集(販売業)審査基準」に基づいて審査します。

(4) その他

上記審査による得点が一定の基準を満たす者がいない場合は、使用候補者の決定を行いません。

## 12 審査結果の通知

申請者の審査結果の通知は、書面にて速やかに行います。(6月上旬までに通知予定です。)

## 13 業務許可及び保証金の預託

選考審査により業務許可申請できることとなった者は、「関連事業業務許可申請書」及び「施設使用指定申請書」を提出することで、業務許可及び施設使用指定の決定を受けることができます。

業務許可を受けた者は、許可の通知を受けた日から起算して1か月以内に誓約書を添えて、施設使用料月額額の3倍の保証金を預託するとともに、原則として通知を受けた日から起算して1か月以内に許可を受けた業務を開始しなければなりません。なお、保証金を預託した後でなければ業務を開始できません。

条例第39条の規定により、納めるべき使用料等に欠損が生じた場合、保証金をこれに充当する場合があります。

## 14 許可の取消し

(1) 提出書類に虚偽があった場合、又は誓約書に違反した場合は許可を取消します。

(2) 次の各号のいずれかに該当するときも許可を取消します。

ア 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1か月以内に保証金を預託しないとき。

イ 正当な理由がないのに許可の通知を受けた日から起算して1か月以内に業務を開始しないとき。

- ウ 正当な理由がないのに引き続き1か月以上その業務を休止したとき。
- エ 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。
- オ 関連事業者の許可を受けた者が「10 申請資格」に記載する各項目のいずれかに該当することとなったとき。

## 15 事業の届出

次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を届けなければなりません。

- (1) 業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 氏名または名称及び住所、商号、法人である場合にあっては資本または出資の額及び役員の氏名に変更があったとき。
- (3) 業務を廃止したとき。

## 16 市長への報告

- (1) 毎月の関連業務の許可を受けた事業の売上高を翌月10日までに提出
- (2) 貸借対照表、損益計算書等を添付した事業報告書を決算日から90日以内に提出

## 17 その他

- (1) 本場内には関連棟の店舗で組織されている「横浜市中心卸売市場関連事業者協同組合」や水産物部内における環境衛生・交通対策などの各種協議会等も組織されております。入居する事業者には、各組織の活動趣旨をご理解いただき、加入をご検討いただくとともに、加入された場合には規約等の遵守をお願いいたします。
- (2) 使用施設を退去する場合は、退去前に原状変更前の状態に戻し、市の確認を受ける必要があります。そのため、退去する2か月前に退去したい旨を市に連絡してください。